

資産健全化への取組みについて

資産内容の開示について

信用金庫法及び金融再生法に基づく開示債権は以下のとおりです。

●信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況（2023年3月期） (百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)	
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	2021年度	2,672	2,672	1,701	971	100.0%	100.0%	
	2022年度	2,554	2,554	1,715	838	100.0%	100.0%	
危険債権	2021年度	16,530	14,695	12,591	2,103	88.8%	53.4%	
	2022年度	18,546	16,550	13,687	2,862	89.2%	58.9%	
要管理債権	2021年度	396	127	83	43	32.0%	14.0%	
	2022年度	367	171	119	51	46.7%	21.0%	
	三月以上延滞債権	2021年度	—	—	—	—	—	—
		2022年度	—	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	2021年度	396	127	83	43	32.0%	14.0%
		2022年度	367	171	119	51	46.7%	21.0%
小計 (A)	2021年度	19,600	17,495	14,376	3,119	89.2%	59.7%	
	2022年度	21,468	19,276	15,523	3,752	89.7%	63.1%	
正常債権 (B)	2021年度	596,153						
	2022年度	599,654						
総与信残高 (A) + (B)	2021年度	615,754						
	2022年度	621,123						

注 (1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

(2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

(3) 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

(4) 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

(5) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

(6) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

(7) 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

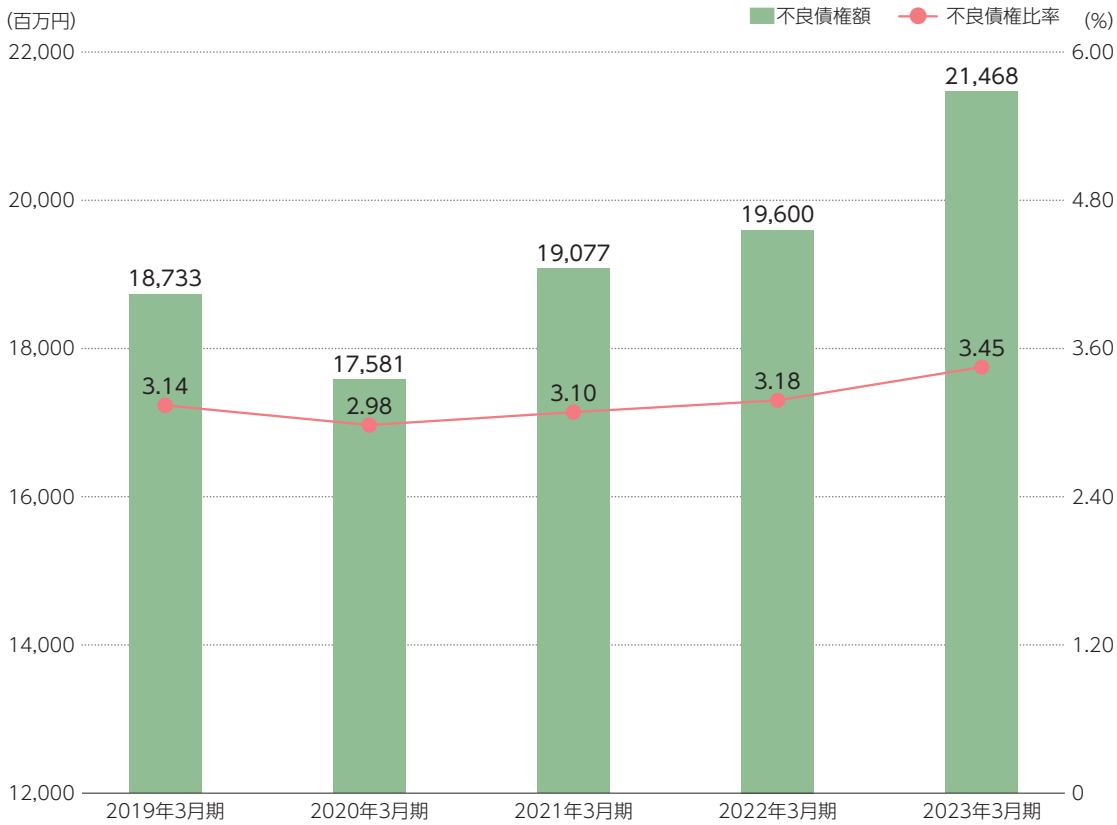
(8) 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

(9) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

金融再生法

●金融再生法による不良債権と総与信に占める比率の推移

資産健全化に向けて取組んでおりますが、2023年3月期における金融再生法に基づく不良債権額は、危険債権の増加などにより前期比1,867百万円増加して21,468百万円となりました。また、不良債権比率も前期比0.27ポイント増加して3.45%となりました。



●金融再生法に基づく不良債権と特別積立金等の備えについて

金融再生法に基づく不良債権額が21,468百万円といっても、この金額がすべて損失につながるものではありません。担保や保証などによる回収見込額が15,523百万円あり、さらに引当基準に従って3,752百万円の貸倒引当金を計上しておりますので、保全されていない金額は差し引き2,192百万円となります。これに対して、特別積立金などの内部留保が85,998百万円ありますので、備えは十分できております。

